

産業構造審議会 商務流通情報分科会

第二回 Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会

-議事録-

日時：平成 30 年 8 月 31 日（金）13 時 00 分～15 時 00 分

場所：経済産業省 別館 9 階 944 共用会議室

■出席者

委員：柳川委員（座長）、生貝委員、梅澤委員、加毛委員、小塚委員、森委員、唯根委員

事務局：

○商務・サービスグループ

藤木審議官、島田審議官、山本参事官、津脇政策企画委員

正田商取引監督課長

永井消費・流通政策課長

○商務情報政策局 伊藤総務課長、松田情報経済課長

政府出席者：

○金融庁 企画市場局 岡田信用制度参事官

○総務省 情報流通行政局 飯倉情報通信政策課調査官

○個人情報保護委員会 事務局 高木企画官

ゲストスピーカー：

○国際 RegTech 協会 ブルーノ・アプリユ日本支部長

○Fintech 協会 落合分科会事務局長

○新経済連盟 小木曾政策部マネージャー

○アジアインターネット日本連盟 吉川様

■議題

1. 開会
2. 前回の議論を踏まえ
3. 事業者等によるプレゼンテーション
4. 質疑応答
5. 閉会

■議事録

○山本参事官 定刻になりましたので、産業構造審議会商務流通情報分科会Connected Industriesにおける共通商取引ルール検討小委員会、スマートコマース小委員会ということで、第2回会合を始めさせていただきたいと存じます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、事務局、私どものほうから委員のご出席の状況につきましてご報告をさせていただきます。

本日ににつきましては、翁 百合委員、村井 純委員、両委員がご欠席です。それ以外の委員の皆様はご出席いただいております。結果、7名のご出席ということで、定足数に達していることをご報告申し上げます。

続きまして、資料でございますが、今、机上にiPadを置かせていただいております。ペーパーレスで実施してまいりますので、ご確認のほどをお願いしたいと思います。操作に支障がある場合には、事務局にお申し出いただければ幸いです。

では、柳川座長、後の進行をよろしくお願い申し上げます。

○柳川小委員長 よろしくお願いたします。

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

本日は、前回の小委員会における主な意見について整理していただいておりますので、まず冒頭、事務局からそのご報告をいただきます。その後、今回第2回会合では、主に「イノベーションの促進」という点に焦点を当てて議論ができればと思っております。プラットフォーム型ビジネスを展開する事業者様を代表する各団体からプレゼンテーションをいただきたいと思っております。具体的には後で詳しくご紹介しますが、国際レグテック協会様、新経済連盟様、Fintech協会様、Asia Internet Coalition Japan様よりプレゼンテーションをいただいた後、質疑応答を含めディスカッションをできればというふうに思っております。

なお、今回の小委員会のもう一つの要素であります「社会的責任・公正性の実現」につきましては、主に第3回会合において取り扱いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局資料について、商務サービスグループの山本参事官よりご説明を

お願いいたします。

○山本参事官 では、お手元 i P a d、資料3をお開きいただければ幸いです。4ページものになります。資料3が「前回の小委員会における主な意見」ということで、「イノベーションの促進」及び「社会的責任・公正性の実現」、この2つに分けて再構成させていただきまして、議論の方向性について事務局としてご提案させていただく資料となっております。

まず、1ページ目でございます。基本原則①、前回資料に掲げられたイノベーションの促進に係る検討については、プラットフォームに限らず事業者全般に妥当するのではないかとご指摘。

また、プラットフォームの定義については、マーケットプレイス型、メディア型等、幾つかの類型に分類し得る、それぞれに行っている行為の性質も異なるという点について留意する必要があるというようなご指摘。

3つ目が、規制遵守コストの問題につきましては、現在のビジネス環境に照らして合理的な規制の見直しが必要であるというご指摘について書かせていただいております。

その次でございますけれども、このような対応をしていく上で、重複している既存の業規制については、所管法令の枠にとらわれず広く洗い出しを行っていくことが必要ではないかとご指摘も賜ったところでございます。

次でございますが、同様の問題として、ありとあらゆる業法が、ビジネスが横断化していくことによって重なってまいります、これを横断的に政府全体としても議論していくべきではないかというご意見がございました。

下から2つ目の意見でございます。商行為に内在するリスクについては、テクノロジーの活用によって担保できる領域も増えてきているということで、イノベーションの促進を考えるに当たっては、このテクノロジーの活用に期待できる領域を考えながら、規制を敷くべき範囲を意識すべきではないかというご意見をいただいております。

その流れで、RegTechにつきまして、機械可読性と本人確認(KYC)——Know Your Customersでございますけれども——というテーマも小委員会の枠を超え、社会全体として取り組むべきテーマというようなご意見がございました。

これらを踏まえまして、2ページ目でございますけれども、検討の方向性として3点ご提案をしたいと思います。

業種横断的なビジネスの展開を支えるイノベーションの促進という観点から、プラットフォームに限定しないものの、プラットフォーム型ビジネスに着目しながら議論を進めるべきではないかというのが1点目。

2点目といたしまして、業種横断的なビジネス展開の障害となる重複した業規制につきまして、プラットフォーム型ビジネスの特性も踏まえ、ビジネス上の実例から課題を抽出して整理すべきではないかということが2点目。

最後3点目でございますけれども、事業者・消費者双方のニーズを満たしつつ、規制目的を充足するようなテクノロジーの活用について、RegTechということでございますけれども、許容できる規制体系をつくっていくべきではないかということでございます。

次のページに進んでいただきまして、「社会的責任・公正性の実現」の観点からのご意見でございます。こちらの論点についてもたくさんいただきました。

思考プロセスとしては、まず解決すべき問題は何か具体的な課題をつかまえた上で、プラットフォーム、プラットフォーム、こういった定義づけの必要性の有無も定まってくるというような思考プロセスが要るのではないかというような点が1点目。

次が、クリティカル・マスまで達している事業者と、これから事業を始める事業者、成熟度の違いによって規制事項というのは異なるのではないかというのが2点目。

その次の点でございますけれども、マーケットプレイス型のプラットフォームにつきましては、メディア型のプラットフォームのビジネスモデル、これらと異なるビジネス展開でございます、この組み合わせは論理必然ではない、今後これらの混合型が出てくる可能性も他方であるというようなことを踏まえ、現状のビジネスモデルを所与のものとしてそれぞれの類型を峻別した検討というのは注意する必要があるというのを、3点目のご意見として書かせていただいております。

その次、プラットフォームとして誰が責任の主体となるのかを消費者目線からでも分かりやすいような定義づけ、消費者目線からでの分かりやすさについてのご指摘をその次に掲げさせていただいております。

次に、マッチング型のプラットフォームの出現に関して、これにより生じましたCtoC市場における消費者保護につきまして、既に現実の問題として生じている課題を分析した上で優先的に検討しても良いのではないかというようなご意見をいただいております。

次に、プラットフォームに係る分野がまさに先端テクノロジー活用の中心地であるということから、ハードローによる規律はなじみがたいのではないかといったようなご意見、

ソフトローによるルール整備に一定の役割を担わせることが効果的であり得るのではないかとといったような形でのご意見を頂いております。

下から3つ目でございます。テクノロジーの活用によって担保できる商行為に内在するリスクが増えてきているということを前提に、テクノロジーの活用期待できる領域を考えながら規制を敷くべき範囲を考えることが重要ではないか。これは最初の1ページ目にも掲げさせていただいた論点を再掲させていただいております。

次に、データビジネスである以上、セキュリティーや利用者への情報提供に係るルールについても論点となるのではないか。

また、ネットワーク効果が強く働くというプラットフォーム事業の特性に鑑みると、競争法上の論点も生じるのではないかとのご意見をいただいております。

最後、4ページをごらんください。ポイントにつきまして、これが今や決済手段としての性質を保有してきているというような現状を踏まえて、このシステムを安定させる必要性の有無について検討する必要性についてのご意見をいただいております。

最後に、国際的な規制の域外適用についても積極的な検討をすることが必要ではないか。

多くのご意見を頂いておりますが、これらを踏まえました検討の方向性として、4点ここに掲げさせていただいております。

まず、現状の課題分析を通じて、プラットフォーム型ビジネスへのルール検討を進めていくべきではないか。ただし、現状のビジネスモデルを所与のものとしてそれぞれの類型を峻別した検討をいたしますと、議論の幅を狭めるリスクがある一方で、責任を負う主体を消費者目線からでも分かりやすく明確化する必要があるのではないかとこの1点目に掲げさせていただいております。

このような考え方のもとに、まずはプラットフォームの出現により生まれたCtoCのマーケットを初めとする消費者被害の実際調査を踏まえ、消費者保護の必要性とその対応策について検討する必要性があるのではないか。

3点目として、その際には、直ちにハードローによる法制度整備を考えるのではなく、事業者団体等による自主的な取り組み、ソフトローの内容や成果を踏まえた上で、テクノロジーの活用を阻害しない方向性を十分に検討すべきではないかということでございます。

最後、方向性の4点目として、消費者保護以外にも、データ強者たる性質に着目したデータ取り扱いルールの必要性や、ネットワーク効果が強く働くという事業の特性に即した形での競争政策上の論点につきましても、引き続き検討をすべきではないかということで

ご提示をさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○柳川小委員長　　どうもありがとうございました。

今ご説明ありましたように、前回の小委員会で皆様からいただいたご意見を整理していただき、今後の検討の方向性のご紹介がございました。

そこで、今日は、まず業界横断型のビジネスの利用促進ということで、ビジネス側から見える主に業規制についての課題を中心にヒアリングを実施していきたいというふうに思っております。

その際には、先ほどのご紹介にもありましたように、RegTechといわれるような規制を実現させるテクノロジーの活用というのが非常に重要な要素になってまいりますので、まずは最初に、国際レグテック協会のブルーノ・アブリユ日本支部長から海外におけるRegTechの動向をご紹介いただき、日本における提言をしていただければと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○国際レグテック協会（ブルーノ・アブリユ）　　皆様、こんにちは。本日は、国際レグテック協会についてお話をさせていただく機会をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。本日、私は、この協会のグローバルチェアマンであるスバス・ロイ会長に代わってお話をさせていただいております。

RegTech全般についてお話をする前に、当協会の概要を簡単にご説明させていただきたいと思っております。国際レグテック協会は、1年ほど前、昨年2017年の5月にスイスで設立されまして、NPOです。金融テクノロジーというのは、デジタル革命の後大きく発達してまいりまして、規制関連のRegTechも急増しております。したがって、RegTechについて情報を交換する場をつくりたいということで、この国際レグテック協会が設立されました。

3ページをごらんください。このレグテック協会の周りにさまざまな関係者が集積しております。金融機関、規制当局、政策立案者、学会、あるいは個人、スタートアップもこの周りにあります。また、それぞれの国によってRegTechのイノベーションとかRegTech改革のレベルは異なりますので、これをもっとグローバルにしたいというのがこの協会の設立の趣旨です。

次の次のページですけれども、RegTechというのは、最近、流行り言葉のような様相を呈しておりますけれども、まずRegTechの定義を申し上げたいと思います。私どもは非常にシンプルな定義を設けております。こちらに書かれておりますとおり、これは2015年に国際金融協会がつけた定義ですけれども、RegTechというのは、より効果的に、より効率よく規制やコンプライアンスの要件を解決するために、新しいテクノロジーを使用することであるということです。

一般的には、RegTechというのはFintechと同じような意味で使われることがありますけれども、RegTechというのはFintechよりも広範囲なものです。つまり、より効率をよくする、より効果的にするために規制を使うような場合は、全てRegTechの対象となります。

次に、6ページをごらんください。もう少し具体的にご説明したいと思います。こちらにありますように、RegTechというのは広い範囲を対象としております。この図の真ん中がコンプライアンスやリスク関連のもの、特に金融機関を中心としたものが書かれております。例えば新規顧客についてクライアント・オン・ボーディング、あるいはKYC、アイデンティティの管理、マネーロンダリング防止とかCFT——テロ資金供与対策など、これらは金融機関全般に関する規制、あるいはもう少し幅広い業界を対象とした規制です。

そして左側が、新しいテクノロジーに関するものとして定義の中に入ってきたものです。これはデジタル革命によって出てきた新しいテクノロジーです。例えばクラウド、ビッグデータ、データアナリティクス、ロボティック・プロセス・オートメーション、マシンラーニング、あるいはAI、自然言語処理、分散型台帳などです。

しかし、その後、民間部門へと広がり、民間部門でも、コンプライアンスという視点でより効果を上げ効率を上げる必要が出てきましたので、このような新しいセクターが出てきました。例えば、新しいテクノロジーを使って新しいソリューションを提供することでリスクやコンプライアンスの問題に答えようとしている新しいベンチャーが、現在、世界で450件ほどあります。しかし、その後現在、特にここ2年ほど見られる状況ですけれども、政策立案者や規制当局、監督機関などが、新しいテクノロジーを使って監督機能を強化しようとしてきております。これがサブテックと今呼ばれておりますSupervisory Technologyのことです。

そこで、本日のテーマでありますConnected Industriesのためにレグテックは何ができるのかということですが、それについてお話ししたいと思います。8ページにお進みください。

そこで、今の課題の一つというのは、2つの点の間の正しいバランスはどういうものなのかということです。片方は、今の環境の中で競争力のある魅力的な事業環境をつくり、イノベーションをつくるにはどうすればいいのかということ。もう一方では、個人や国の経済的な利益を守ることができるような健全で公平でセキュアな環境をつくるということ、それとイノベーションを促進すること、この両者の間のバランスをどうすればいいかというのが課題です。

最近の議論というのは、民間部門にとってもいい影響があり、民間部門にとってもプラスであり、同時に政府・政策担当者、規制当局にとってもいいRegTechを実施することができるのかということです。つまり企業とかスタートアップにとっては、イノベーションをつくり出すことができるようなプラットフォームであり、同時に規制当局あるいは政府からみて、安全を確保するためにその内容を確認できるような規制枠組みをつくることができるかということです。

そこで、10ページにお進みください。色々な課題に対してどういうことをレコメンドできるのかということですが、まずは課題があるので、それに対して協力・共同が必要です。つまり民間部門と規制当局、政府を含めての協力が必要です。一つの例ですけれども、例えばKYC——顧客の身元確認ですけれども、日本の場合は、日本の政府のさまざまな機関同士での一貫性をもたせる必要があります。

したがって、まずRegTechを実現するために重要なのは、国におけるさまざまな機関同士の強い協力関係、それと同時に、現在ビジネスというのは国境を越えてクロスボーダーな取引になってきておりますので、海外の規制当局との調整あるいは協力が必要です。

また、それぞれの国はそれぞれの状況がありますけれども、タクソノミーとか定義とかデータフォーマットに関しては、グローバルなスタンダードを設ける必要があると考えております。また、Connected Industriesになると、この新しいインダストリーというのはデータで動いているインダストリーですので、多くの企業が現在はデータ主導型になっております。

したがって、データの収集、データの保護もこれから重要視していかなければなりません。さらに、Connected Industriesになるとデータポータビリティも重要です。安全にコントロールされた形でデータをどう移動させるかということです。この10ページの最後の点、イノベーションのエコシステムですけれども、これは民間部門と公的部門両方にかかわるものです。そして、実際に何が起きているのかということ初期の段階からみる

ことができるように政府の参加が大事です。

時間がないので簡潔にいたしますが、11ページは報告に関しての規制上のテクノロジーのプラットフォームの事例です。こちらで例としてご紹介しているのは、イノベーションをしながら同時に監督機能も保つことを円滑に行うために、どういうプラットフォームが考えられるのかということです。

最後ですけれども、12、13、14ページはロンドンにいるロイ会長のところで作ったものですが、英国FCAという英国の金融コード監視機構の事例です。Connected Industriesでイノベーションをしながら、同時に安全を保つのにどうするのかという事例です。

12ページは、先月公表された金融安全研究所のレポートです。こちらは新しいテクノロジーを利用する試みをしているという金融機関をあらわしておりますけれども、さまざまなことが今行われておりまして、まだ実験段階のものもあれば、実際に利用されているものもあります。

したがって、最初のメッセージは、監督機能を強化するためには監督機関自身で実験をする必要があるということです。

13ページは飛ばしまして、14ページをご覧ください。こちらの14ページですけれども、英国FCAが主導して多くの関係者が参加したものです。民間部門とかスタートアップ、金融機関も参加をして、報告、レポートの作成について検討した結果です。監督機関と民間部門両方が参加して、AMLと金融犯罪について扱ったものです。

原則として、この検討の仕方ですけれども、例えばAML——マネーロンダリング対策といったテーマに絞って、金融機関、スタートアップあるいは学界の関係者が集まって、数日間議論をします。そして、新しいアイデアとか新しいコンセプト、あるいはツー・オブ・コンセプトについて話し合いをして、それを現実の世界でどう実施できるのかということを検討します。

また、企業の活動はますますグローバル化をしてクロスボーダーな取引が増えてきておりますので、次の15ページですけれども、グローバル・ファイナンシャル・イノベーションネットワークという監督機関、規制当局向けの新しいネットワークが始まりました。ですから、私どものもう一つの推奨事項、レコメンデーションですけれども、政府や監督機関はこういう議論にぜひ参加してもらいたいと思っております。基準の策定、あるいは情報の交換のためにイノベーションをさらに促進をして、同時に安全を確保しながらイノベーションを推進するという面での基準づくりや情報交換の場として活用してもらいたいと

思っております。

この後のスライドは、今年、日本で国際レグテック協会が行った調査結果です。その調査結果が、この後、最後の何ページかに載っておりますけれども、これは主に金融機関、特に半分は銀行でしたけれども、銀行を主に対象とした調査ですが、その中で特にユーティリティサービスについて回答していただいております。ユーティリティサービス、つまり民間と公的部門との間の交流についてですが、多くの方が協力関係は必要であると答えております。監督機関にとっても企業にとってもイノベーターにとっても、全てにとって協力関係がある方がいいという回答をいただいております。

最後になりましたけれども、RegTechというのはenablerになることができると思います。2つの目標があると思います。1つは、コンプライアンスを遵守しながら同時にイノベーションを推進することが可能になります。また、監督機関や政策立案者にとっては、何が起きているのかということをもっと把握しながら、コントロールしながら進めることができるというメリットがあると思います。イノベーションは非常に早く進んでおりますので、そのギャップをRegTechは埋めることができると思います。

ありがとうございました。

○柳川小委員長　ありがとうございました。

ご質問おありかと思っておりますけれども、最後にまとめてやらせていただければと思いますので、引き続き、新経済連盟の小木曾政策部マネージャーからプレゼンテーションをお願いいたします。恐縮ですけど、時間は15分程度でお願いいたします。

○新経済連盟（小木曾）　お時間をいただきまして、本当にありがとうございました。座ってやらせていただきます。

新経済連盟の方でこれに似たことをずっと議論をしてきていまして、それに即した形で議論をしていきたいというふうに思います。我々の中で今一番ホットイシューとしては、当然GAFAに対してどういうふうに日本として打ち手をとっていくかということについて議論していますが、今まで言ってきたことを今日のお題に再整理するとどんなことかということについて話をさせてください。

「本日のプレゼンのテーマ」といって、何か偉そうに書いてあるので、これは飛ばします。

時代背景をどう捉えるかということで、幾つか我々の中で議論をしている中で、今後どういう時代になっていくかということでよくいわれる、皆さんにとっても自明のことだと思いますが、いくつかのべます。1つ目は越境経済の時代ということで、国内企業と国外企業のイコールフットイングというのが問われる時代ということで、国内だけの特化した形で規制のあり方というのを考えるべきではないというところは、1つ問題意識としてあるかなと思います。

それから、機能分離、水平分離というところで、従来の事業法が想定していないものが出現してくるだろう、これに対してどういう打ち手をとっていくのか。

それから、商流と金流が一体化をしていて、会員のIDを争奪して行って、みんな企業グループに集約され、プラットフォーム化していき、その相互の競争になっていて、産業分類としても極端に言えばみんな同じ産業分類になるかもしれないという時代を迎えているのかなというふうに思っております。

そして最後、各国のところでも、サンドボックスだとか紙幣をなくすとか色々なことを大胆にやっているところがありまして、むしろレガシーがある日本の方が遅れてしまうという時代に来ているという、規制制度の国家間競争の時代に入っているというところがあります。新しい分野についてルールをつくっていく時代だというふうに我々も認識をしております。

その中で、仮説的なことをいいたいために、幾つか具体的な事例を捉えながら話をさせてください。まず、1つ仮説としていいたいたいは、「共通商取引ルール」あるいは「横断」という言葉がよく出てきますが、この中で、例えば横断的な法制度みたいな話というのがよく出てきます。むしろ私らの中で議論しているところは、新しい縦の事業法という新しい分野をつくり出せていない、ダイナミズムがないという問題のほうがむしろ強いのではないかという気がしております。あとは、横割りで何かつくるとするならば、各事業法の共通部分について取り出して、そこについて統一的な視点から各事業法を一括整備するということが非常に重要だというふうに思っております。

その仮説を説明する資料として、幾つか具体的事例を挙げます。具体例1ということで、「シェアリングエコノミーでの当連盟提案」ということで出しております。これに基づいて民泊新法というのを我々は提案をさせていただきまして、我々が提案した内容と少し違いますけれども、今でき上がっている民泊新法というのはつながっているのかなという気がしております。ご案内のとおり、ライドシェアについて我々新法を提案しておりますが、

国土交通省からはゼロ回答になっておりますので引き続き主張していきたいと思っております。これについては新法を提案した背景を申し上げますと、そこに書いてあります。従来の規制だとサービス提供者とユーザーという関係ですが、プラットフォームが入っている形になっています。このサービス提供者というのは、特に今までのプロということではなくて個人というものが入ってくるという中で、どういう建付けをするかというところで、プラットフォームとサービス提供者両方に規制をかけるということで新しいルール化をする。今までの事業法だけでは読み切れないので、民泊新法であれば旅館業法と旅行業法の特例になっていますが、そういう新しい縦の法律をつくっているところであります。

1つめくっていただくと、ライドシェアについても、道路運送法の適用除外として、新しい類型としてライドシェアを位置づけてほしいということです。アメリカの各州において行われている法律というのも、タクシーとは違うものということで整理をして、新しい経済分野として、プラットフォームとドライバーと両方に規制をかけるということで新しい分野を生み出しています。

実は余り知られていないのですが、シェアリングエコノミーを促進するために政府のほうでずっと議論をしていた中で、横断法制をつくるという話が実はありまして、閣議決定の文書にもそれに似た形の文章が言及をされていたことがあります。そのとき我々からも意見をいっていたのは、次のことです。確かにシェアリングエコノミーの話をする、個別に各事業法の例外としての縦の法律を一つ一つつくっていくのか、それってすごく遅いよねという話があって、では、横断法制みたいのをつくればそういうのが突破できるという話がでてきたわけですが、当然各事業法というのが横断法制をつくったことによって突然突破できるわけではありません。あともう一つ重要なのが、シェアリングエコノミーについては、全分野について今規制があつて整理ができないということではないので、逆にいうと、シェアリングエコノミーという横断法制をつくることによって網をかけ過ぎてしまうという問題、その2つがあります。

そういう中で、多分シェアリングエコノミーの認定制度というところの話も出てきたのかな、法律ではなくて違うアプローチで出てきたかなという気はしております。いずれにしても、我々としては、ライドシェアの新法をつくってほしいということを願うばかりであります。

もう一つ事例を挙げさせていただきます。これは金融庁様のほうで今議論をしていて、中間整理という形で出されていて、また、金融庁ではない場なのでここで議論するのは非

常に僭越ではあるのですけれども、ちょっと関連するかなということでお話をさせていただきます。

機能別・横断的な規制体系というところで議論をしている中で、今後、多分さらに深めた議論になっていくと思うのですけれども、そのときに、我々が議論している中で気にしている部分が幾つかあります。これはそもそも論なのですけれども、地下銀行の判決に基づいて為替取引の概念というのが議論をされますが、経済界からみると必ずしも概念が明らかではないのかなという気がしております。このところを、縦割りか横割りかという問題の以前に、為替取引という概念をどういうふうに考えるかというのは非常に重要な問題になってくるかなというふうに思っています。

また、先ほどのシェアリングエコノミーの話と同じかもしれませんが、そういうことを意図して今議論されていないとは思いますが、規制の制度設計によっては、かえって規制の範囲が拡大してリスクのない部分が規制されてしまうのではないかと。あるいは、そもそもリスクベースアプローチといっても、実効性のある形でできるのかどうか。どんなリスクがあるのかという、リスクにもすごく大小がありますので、そこというのがあらかじめ、要するにこういう場合はリスクが高い、こういう場合は低くてこういう場合は規制しないということが整理し切れるかどうか、予見可能性があるかどうかというところは非常に難しいところがあるかなというところがあって、ここはすごく議論をしていく必要があるかなというふうに思っています。

具体例3というところで、我々ずっといっている事項です。非デジタル原則というものがまだまだ各事業法に残っております。対面原則、書面交付原則、押印原則などのことをいっております。これについて、ずっと撤廃しろと主張しております。新経済連盟が設立されてから6年目になりますが、設立当初からずっといってございまして、デジタルファースト法案というものが政府のほうから出していただけるということで閣議決定はされておりますが、まだ中身はこれからです。我々としてはその中で完全撤廃、あと、そういうこと自体今後定めないという原則を打ち立てて、重要なことは、それに基づいて各事業法を全部一括して見直す。ここまでやらないと全く意味がないと考えます。

事例は後ろに書いております。皆様が思い浮かべるであろう、要指導医薬品と処方箋医薬品をネットで売っていいかどうかというものを含めて遠隔医療、色々なものを入れております。

もう一つ、越境経済において内外のイコールフットイングという話をしました。税制面

ではBEPSの問題が議論をされております。規制面のところでも国内と国外企業と同等の話がありまして、最近では民泊新法の関係で、外資企業との関係で規制の適用関係はどうなるのだという話があります。一部の新聞では、旅行業法とか規制がかかるのかかからないのかというのが課題として書いてありましたけれども、そうだと思います。我々としては域外適用を全法令において原則デフォルト化し、執行規定・体制も全て整備をしてほしいと考えます。そうしないと、内外のイコールフットイングということに対応できないのではないかという問題意識をもっております。

以上を踏まえましてもう一度整理をしますと、当然イノベーションを促進するためには事前規制というものは必要最小限、これは大原則であろうというふうに思っております。

それと、やっていただきたいと思っておるのが、これから述べる通りです。需給調整規制撤廃というのが例えば昔、2000年ぐらいですかね、小泉政権の改革のところでありました。あれも経済規制撤廃という整理で大原則を打ち出した上で、各分野について全部一括して見直すということで進めてまいりました。あれと同じようなイメージをもっておりまして、先ほどいったデジタルファースト法案と越境取引対応のための内外イコールフットイングの確保法案というものを位置づけていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど新しい縦という話をしましたが、例としてライドシェアの話をしました。そのほかの例としては、配送シェアです。ラストワンマイルをどういうふうに運ぶのかというのが今課題になっておりまして、トラックだけで運び切れるかというときに、個人の力を借りる。そうすると、白トラになりますので、当然現状の法律では違反になってしまいますので、新類型としてつくるかつくらないかということのダイナミズムをつくる必要がある。これと同じような話で、今まさに議論に、話題になっていますが、仮想通貨とICO、あるいはトークンエコノミーといった話も、資金決済法あるいは有価証券法制との関係でどういうふうに整理をするのかというところの問題というのがあるかというふうに思います。

それから、共通事項として、商取引において法令上要求されるなどで共通事項というのは幾つかあります。みんなで同じことを何回もやっていて、社会的にも利用者、事業者双方にとっても無駄だよなとずっと昔からいわれているのが2つございます。本人確認、反社チェック、これは古くて新しい論点ですが、Connected Industriesの時代において企業グループなどができつつあるときにワンストップで色々なことができないということは、非常に桎梏になってくる可能性が高いと思っております。その意味で本人確認の合理化、

例えば一定金額以下については大胆に本人確認義務を免除する、あるいはグループ内、あるいはほかの事業者が所有している情報について共同利用していくということをもう少し広げていく。あと、反社情報については、そもそも民間でどこまで反社チェックできるのかという問題があります。やれといわれても、最大限やるのだけれども、では、みんなで同じことをずっとやるのかということがあるところがあって、もう少し工夫ができないかということ、みんなで見聞を出して官民で考えてもいいのではないかというふうに思っております。

細かいですが、あとは各事業法をそれぞれ改正してほしいという意味で、新サービス出現を促進するための規制改革ということで、別紙で挙げております。1番目は、資金決済法の上限の撤廃。

2番目が、今、与信ということで貸金業法と割賦販売法で年収等による総量規制という形をしていますが、クラウドソーシングのデータを活用することで、与信という内容について新しい基準で規制をかけられるのではないかと。RegTechと関連する部分だと思います。

それから、スモールビジネス向け融資の創設・拡充。それから、確定拠出年金制度の利用拡大、少額貯蓄と少額投資プラットフォームの構築。1ページめくっていただきまして、資金移動口座にも給与が振り込めるようにということで、労働基準法と関係があります。それから、クラウドソーシングを使って古物の売却を代行するという新しいビジネスモデルを実行する。無線給電。それから、旅行業法で、今、旅行相談というのが登録を取らないとできないのですけれども、個人などの知識・経験、自分が行っておもしろかったところとか色々伝えるということについて、有償の旅行相談というものについて実施をできないか。それから、プログラム医療機器の規制緩和ということで責任者要件の緩和など。それから、クラウドファンディングのところ、規制改革会議で議論をしている話がありまして、2件あります。株式投資型クラウドファンディングで総額1億円、投資家1人当たり50万円上限規制というのがありまして、これについて、新しいConnected Industries時代において資金ニーズが行き渡るような意味で、こころを緩和したほうがいいのではないかとというのが1点。

それから、これは規制改革会議の方でも議論になって、今後担当省庁に検討していただけることになっておるのですけれども、貸付型クラウドファンディングで匿名化しなきゃいけない、あるいはファンド化しなきゃいけないというふうに事実上要請をされる場所について見直しをしていくということの2点でございます。

以上で私からの説明を終わります。

○柳川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、Fintech協会の落合事務局長からプレゼンテーションをお願いいたします。恐縮ですが、やはり15分程度でお願いいたします。

○Fintech協会（落合）　　ありがとうございます。ご紹介いただきましたFintech協会の落合と申します。

それでは、資料の方をご説明させていただきたいと思います。まず最初に、簡単に協会のご紹介ということで1ページになりますが、こちらの方は、Fintech協会はスタートアップのための協会ということで、会員企業、正会員として105社以上のスタートアップにご参加をいただいているという団体になります。

続きまして2ページにまいりまして、法人会員ということで、どちらかというと賛助会員のような形で250社ほど、大手の金融機関様であったり、通信、IT、商社、色々な企業の方々にご参加をいただいている団体になります。

3ページ目になりますが、「理事・監事のご紹介」というところで、代表理事がインフキュリオンの代表の丸山さん、副会長がfreeeの執行役員である木村さん、あとはペイオニア・ジャパンのディレクターであるナタリーさんというところで、スタートアップの代表者、役員を中心とする理事、監事のメンバーになっております。

続きまして分科会のご紹介ということで、さまざまな分科会を開催しておりまして、Fintechに関するところというのはおおむね網羅できているのではないかというふうに思うのですが、今日もお話しさせていただく中で出てくるようなAPI、セキュリティーといったようなところもあれば、キャッシュレスに関する活動、融資、保険、投資資産運用、こういったようなところも含めて活動をさせていただいております。

続きまして、5ページ目になります。5ページ目で「Fintechのスタンスと金融市場拡大」ということで、Fintechサービスがどういうふうに変えていくかというところなのですが、Fintechサービスと金融機関との連携の中で、これから市場の拡大、顧客獲得、利用の活性化、こういったものが非常に広がっていくのではないかというところがあるのですが、1つFintechの事業者、特にスタートアップの事業者の特徴というところになってくると思うのですが、あくまでユーザーに寄り添ったサービスというところが一つのポイントになってくるのかなというふうに思っております。下のところでは、デザイン思考・ユーザ

一本位といったようなところが書いてあるかと思うのですが、売りたいものを売るということではなくて、必要とされているものを見つけてそれをサービスにしていく、そういったような形のサービスがこれからの時代は求められているのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして7ページになりますが、「データ利活用によるイノベーション」というところで、今日もレグテック協会様ですとか新経連様のほうからもデータの活用という話が出ているかと思えます。Fintechもデータというところが非常に重要なものになっておりまして、人間の体に例えるのであれば、血液のようなものがデータになってくるのかなというふうに思っております。

このデータというものは、色々なデータが組み合わさって、それにさらに分析を加えていく。こういったようなことで、データそのものの価値だけでなく、さらに付加価値が生まれていくのではないのかというところがこの図になっております。こういった中で、視点としては利用者の立場に立ったデータの利活用というところが非常に重要ではないかというふうに思っております、これはある意味で銀行APIというところの導入に関する改正銀行法が今年の6月から施行されておりますけど、これもユーザーに寄り添ったサービス、ユーザーにある種のアクセス権であったりコントロール権、こういったようなものを許容していくようなあり方というのが共通する考え方としてあるのではないかというふうに思っております。

このデータというところは、金融機関ですとかクレジットカード会社、そのほか保険会社、色々な金融機関だけではなくて、いずれ不動産ですとかほかの業界まで広がっていくところだと思いますけど、こういった中からさまざまな取引のデータ、金融のデータ、行動のデータ、こういうものも組み合わせることで、例えば店舗であったりというところで買い物をしたりするときの行動というのを捉えて、さまざまな手数料の優遇ですとかトラザクションレンディング、こういうものに使っていくことによって、利用者にベネフィットを返していけるのではないか。こういったビジネスに事業者としても関与することによって、データを使った一種のマネタイズというところもできるようになってくるのではないかというところがありますので、これからのFintechをめぐる業界の図としては非常に重要なものになってくるのかなというふうに思っておりますのが、ここの図、この7ページの部分になっております。

ということで、ここまでが、こういうところを考えていますというところであるので

すけど、その次の8ページのところに行きまして、Fintech企業の現状の類型というところで幾つかパターンがございます。Fintechといいましても、基本的に利用者の目線にということで、既存の金融機関と若干違うというようなお話の仕方をしていた部分もあるのですが、この①という部分で、実際にロボアドバイザーのような事業をする場合には、金融商品取引業のライセンスを得て事業をしているところもおりますし、この②というところがいわゆる電子決済等代行業ということで、銀行APIに接続して、銀行ですとかもしくはクレジットカードですとか、そういった金融機関のもつデータを利用者に提供していくというところ。また、一般的な類型としては、金融機関側にブロックチェーンとかAIセキュリティ、こういったようなものに関する技術を提供していくような事業者もおりますし、単なる情報サービス、機能提供などということで、データをめぐってという部分が多いのですが、さまざまな業態があります。その中で特に重要な業態というのが、この中でいうと、②というところは一つ重要なポイントになってくるのかなというふうに思っております。

こういったところが今後整備されていくとありがたいなというところについてのものが、8ページからの部分になってまいります。8ページで、改正銀行法ということで法整備をさせていただいたというところがありますので、銀行APIを利用できるというような事業者が非常に増えてきているというところがございます。ただ他方で、これは決済に関するところが法整備をされたというところなので、そのほかの金融サービスの情報も本来的にはAPIを通じて利活用できていくといいのではないかとこのところがあるのですが、課題として、銀行業務との関係でも媒介ですとか取り次ぎ、こういったようなものの概念が曖昧で、銀行代理業の一部緩和をしていただくようなガイドラインの公表はさせていただいたというところはあるのですが、銀行代理業が広く適用されているというところがございますし、貸付に関しても貸金業法の適用といったようなところが出てきたりしますので、銀行法とはまた別な行為規制が出てくるといった問題点があります。

さらに、これが仮に金融商品一般とか保険、こういったところに出てきますと、またそれぞれの法令で同じような代理媒介というような規制がございますので、各業法に合わせていくということがなかなか大変だという状況がございます。

9ページのところを見ていただければと思うのですが、そういった状況を踏まえますと、あくまでFintechの事業者のスタンスとしては、利用者の側に立って事業を展開しているというところがありますので、ある意味で金融商品を売り込むというような形ではなく

て、どちらかというと利用者の選択を補助して、利用者にとってよりよい内容・条件のサービスを提供していくということが指向しているというようなものでございますので、こういった意味で、既存のいわゆる代理・媒介を行っている業者と違うというところがございまして、こういった新しい特徴を捉えて——ただ他方で、複数のライセンスが必要になってしまうとどうしても事業上制約が大きくなってしまふということがありますので、決済以外の部分も含めて、統一で銀行APIを接続したり金融機関と協業できるようなライセンスという、今、電子決済等代行業という形になってはいますが、電子金融代行業のようなものを創設していただくと、非常に今後のデータ利活用というところが進んでくるのではないかとこのように考えております。

続きまして10ページになりますけど、これも同じような問題になるところではあるのですが、先ほど電子金融代行業みたいなお話をしたのですが、ただ、これはさまざまな法令との関係での整理も必要になるので、時間もかかるのではないかとこのように思います。そういうところも考えますと、どうしても代理・媒介規制の不明確さによる萎縮的な効果、これを払拭していただけるような整理をしていただくと非常に助かるのではないかとこのように思っております。そういう意味では媒介に該当しないケース、するケース、こういったようなことをガイドラインで明確化するといったようなことをしていただくと大変助かるなというところがFintechの事業者の立場でありまして、これは銀行法、貸金業法だけではなくて、特に今般、金融商品取引法ですとか保険業法、こういった領域のところにも入っていきたいという事業者がふえておりますので、ぜひこういったところの法令も含めて、代理・媒介というところについてご検討をいただきたいというものになります。

続きまして11ページになります。これはまた少し毛色が変わってまいります。これはどちらかというと資金移動業者ということで、100万円の範囲内で資金の移動を行うことができる事業者というふうになっております。ただ、現時点では100万円という制限がございまして、ある意味で事業者向けの決済ということであると、為替取引に該当しないような範囲のサービスとして構成しなければ提供ができていないということで、なかなか提供ができていないというような状況にございます。

ただ、100万円上限との関係では、例えば資金決済業協会様の2018年の調査などをみましますと、100万円超の送金ができれば資金移動業者を利用したいという人が、特に海外送金を利用したいという方の中では5割を超えているということがございまして、また利用

者も非常に増加傾向にあって、社会的にもなじみが増してきていると。さらに、実際にどれだけ問題が起きているかどうかというところを見てみても、公表されている平成28年の資金決済業協会様の報告の中でも、苦情が28件、紛争が1件ということで、比較的少ないのではないかとこのように思っております、ある意味資産保全というような要件も資金移動業は課されておりますので、そういった意味では安全性のほうも担保されているような業態ではないかとこのように思っております。

そういった業態の中で、先ほど海外送金といったようなところもお話をしたところであるのですが、個人の高額の決済、例えば入院して手術をしてしまったというときに、やはり100万円を超えてしまうということはどうしてもございますし、これがもう少しスマートフォンビジネス向けの決済ということになってきますと、何百万円、1,000万円いかないまでのところになってまいりますし、1,000万円を超えた場合には、またビジネス向けの決済というところの市場にもリーチができてくるようになってくるということ。こういったそれぞれのニーズということがございますので、今は100万円を超えてしまうと一律に銀行のライセンスということになってしまいますが、これは非常に厳し過ぎるところもございますので、そういった意味では、中間的などこかのラインでということであると思うのですけれども、中間的なライセンスを創設していただいたりとか、最終的にはこの1億円を超えるようなところというのは、ある意味で送金を専業とするような銀行の創設ということも考えていただくと非常にありがたいのではないかとこのように思っております。

続いて12ページにまいります。12ページについては、これは資金保有に関するところの部分でございます、先ほどの資金移動業の上限の緩和というところもキャッシュレスというところにつながってくるものだと思いますけど、こちらの資金保有業務というところに関しても、キャッシュレスの推進というところにつながってくるのではないかとこのように思っております。電子的な方法でマネーを保管していきたいというところも非常にニーズとしてございまして、貯蓄から決済・送金というところまで、非常に利便性のあるサービスの中で一括して提供されるということによって、より利用者のニーズを捉えられるのではないかとこのように感じているFintech事業者が多くございます。

特に、例えば一定の行動をしたような場合に金銭を貯めたりとか、さらにそれを消費とひもづけていくということで、例えば、健康増進とか色々な自己目標を達成するためのインセンティブ設計ができてくるということにもなっておりますので、たかが少額の貯金といっても、そういったお金が絡んでくるところで、逆に色々人間の行動の動機が促され

るようなところが出てくるのではないかというふうに考えているところでございます。

そういった意味では、例えば考えられるところとしては、商品を購入した場合のおつりを貯金ということにしたりとか、何がしかの行動をしたようなタイミングで貯金をしたりというようなことがサービスとしてはありますが、現時点ではFintech企業は、出資法、銀行法の規制の関係上、金銭を預かることができないというふうになっています。これは今、「finbee」ですとか「しらたま」といったようなサービスがございますけど、こういったところも、銀行が資金をもっていて、それを仮想的にFintechの事業者のアプリでみられるというところ。ただ他方で、なかなか利便性が保てないという側面もありますので、利用者に寄り添ったサービス提供という視点で、ぜひFintech企業のほうも一定の範囲で、13ページの方になりますけれども、金額ですとか期間を限定したような形で資産保全を行った上で、預かれる範囲というのを認めていただけないでしょうかというところもお願いの一つというところになってまいります。

また、こういった資金の預かりというところに関して、今、前払式支払手段ということでさまざまな電子マネーが使われている部分があると思うのですが、これは出資法の関係で、お金を現金に戻そう、このサービスをやめようというときにお金を返してもらえないという、ある意味で利用者保護に反するような部分が生じているというようなところもございますので、ある意味でキャッシュレスであったりとか利用者の実質的な保護というのを促進するような観点で、支払手段間での移転制限の解禁ですとか換金の解禁についても検討をいただけないでしょうかというのが、ここの13ページのポイントになります。

あと、14ページについても簡単にご説明できればと思います。14ページは短期少額の事業性融資の金利規制緩和というところになります。こちらは、中小企業はなかなか手元資金がないということがあって、急激な需要拡大があっても対応がしづらいという問題について対応ができないかというところになります。例えば、テレビですとか大手のウェブメディアで取り上げられますと、急に小さな事業者に数十倍の発注が来てしまうというようなことがありますけど、こういうときに仕入れの資金がないと販売ができないので、売れるようになったときにはブームが収まってしまって、余り広告効果が享受できないというようなこともありますし、工事の発注などをしようとした非常に小さい工場の方だったり大工の親方の方だったり、手元資金がなくて職人を雇えないので、せっかく仕事を受けられそうなのに失注してしまう、こういったようなことも起こったりとか、都会に出てこようというところで、ちょうどいい店舗を見つけましたと。しかし、すぐにお金を入れ

なければほかの事業者に申し込みされてしまって出店ができなくなるというときに対応ができない。

こういったような場合がニーズとしてあって、海外でもこういったサービスはされているところではあるのですが、現在の利息制限法の上限というのが15~20%ということで、仮に500万円の仕入れ資金を上限金利15%で2週間貸し付けたということをした場合に、金利収入は3万円ということになって、これはリスクを考えるとなかなか対応が難しいということになってきて、これは資金調達できないようなものになってしまっているというところがあります。

こういった、実際には2~4%ぐらいの月額金利が生じるような極めて短期間の数週間から数カ月ぐらいの融資といったようなところにもニーズがあるのではないかとこのように思っておりまして、15ページのほうで、特にFintechとの関係というところで、先ほどのRegTechなどともつながってくる部分もあると思うのですが、データを使ったスピーディーな与信審査とか、さらにモニタリングをリアルタイムにできるようにしていく。こういったようなことを組み合わせることによってリスク管理が可能になってくる場所もありますので、これと金利規制の緩和というところを組み合わせることによって、スピードと費用対効果を解決したようなスモールビジネスへの運転資金の供与が可能になるのではないかとこのところが一つの内容になっております。ですので、この金利規制の緩和というところもご検討いただければというものになっております。

あと、そのほかの要望事項というところで、既に新経連さんの方からもご発表があったところではありますけど、ペイロール・カードというところで、資金移動業者への給料の支払いというところについては、外国人の来日がある東京オリンピックに向けたキャッシュレス推進にも資するというようなこともありますし、若年層、外国人を含めなかなか銀行口座をつくれないう方が働けなくなってしまうというような問題を解決するということもありますので、ぜひ国家戦略特区で今議論されているところも推進をいただきたいといったところとか、本人確認の相互利用緩和ということで、これはグループ会社で新しく取引を始めようしたときに、例えば貸金業者と銀行と証券と、それぞれ同じ本人確認を何回もしないといけないということは非常に煩雑で、利用者にとっても不便が多いというところがありますので、ぜひこのあたりも緩和をお願いしたいというところがあります。

あと、最後に仮想通貨の規制ということで、トークンを発行するビジネスというところが非常に限定的にしかできないのではないかとこのように思われている部分がありまして、

このため、ブロックチェーンを活用するビジネスというのは、トークンというものを発行することを少なからず考えることがあるのですが、なかなか行いにくいというふうに考えている事業者が多くございます。特に、資金調達を目的としないのだけれどもブロックチェーンを使いたいというようにところで過剰な規制がかかると非常に厳しいというところがありますので、仮想通貨の規制の適用がある場合、ない場合について、事業者が行えることを明確化していただけると大変助かりますというところがあります。

以上が、Fintech協会の側からの検討をお願いしたような項目というのになっております。ありがとうございます。

○柳川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、シンガポールを拠点に国際的にインターネットビジネスを展開している企業の連盟でありますアジアインターネット日本連盟からご報告いただきたいと思っておりますけれども、吉川さん一人でよろしいですか。後ろ、まとめてご紹介いたします。吉川様、城様、長島様、舟山様、渡辺様の5名からプレゼンテーションということで、恐縮ですけど、やはり15分程度でお願いいたします。

○アジアインターネット日本連盟（吉川）　　アジアインターネット日本連盟（A I C J）の吉川と申します。プレゼン自体は私一人でさせていただきます、もし質疑が必要な場面がございましたら、他の者からお答えをさせていただきます。

簡単に我々の団体の説明をしてから、中身のご説明をさせていただきます。説明資料の2ページ目をご覧ください。A I C Jは5年前に設立された団体でございます、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資する政策や制度を提案するというのをこれまでやってきております。

3ページ目に会員企業を載せております。業態は多岐にわたりまして、皆様もご存じの企業が多かろうと思っておりますけれども、いわゆるシェアエコサービス、検索やCGM (Consumer Generated Media) 等のメディアサービス、SNS、eコマース、決済などさまざまございます。

次のページです。総論の①ですけれども、本日これからお話しさせていただく個別の話に立ち入る前に、少し総論的なことを、このページと次のページで2点お話しさせていただきます。

1点目は、これは第1回の小委員会でも委員の方々から多数コメントがあったところです。プラットフォームといったときに、恐らくプラットフォームの両サイドに売り手と買い手がたくさんいて、それをつなぐ機能をプラットフォームが担っているという姿をイメージするという自体は、余り皆様の意見の齟齬はないと思います。一方、そのプラットフォームの詳細をみていくと、オフライン、いわゆるリアルのような世界でも、ショッピングモール、農産物直売所、公設市場など定義上はさまざまなプラットフォームがございます。また、オンラインのプラットフォームも、それが広告なのかeコマースなのかメディアサービスなのか、さまざまな形態があるかと思しますので、プラットフォームというときにどういったものを念頭に置いて議論するかというところは、ご配慮をいただきながら議論をお願いできればと考えております。

次が総論の2点目でございます。プラットフォームが提供する大きな価値の一つは、中小零細の企業や個人がプラットフォームを介すことで、大規模な設備投資等をせずとも世界中の顧客とつながることが可能になったということです。この後、プラットフォームのさまざまな責任ということ論じるフェーズもあるかと思しますが、プラットフォームが個人や中小の企業に提供している、こうした価値に配慮した形でご議論をいただきたいというのが総論の2点目でございます。

また、後段に書いてございますけれども、各社ともに法律上求められる水準を越えて、自主的に消費者の安心・安全を実現するような施策というのは実施しております。各社、法的な義務を果たしていれば社会的に受容されるという認識ではなく、消費者保護関連の法令の遵守は当然のことながら、それに上乗せする形で自主的な対策をさまざま進めているということも前提として議論していただければというように考えております。

次のページをご覧ください。この後、幾つか個別の規制改革項目をお話ししますが、その各項目については、既にもうお話しされた新経連さんですとかFintech協会さんと重複する部分もありますので、その個別の事例の詳細というよりは、まず、それらに共通するメッセージというか、検討していただきたい方向性について、この場でうまくお伝えできればというふうに考えております。

それはどういうことかと申しますと、この小委員会のタイトルにもございますように、Connected Industriesということです。おそらく幾つかの意味があるかと思いますが、一つの意味としては、ネットにつながっている、オンラインにつながっているという意味でのConnectという意味、もう一つは、さまざまな産業が結びついているという意味ではない

かと思えます。その産業どうしを結びつけているのがデータであり、このようにさまざまな産業が結びついているという点も昨今のビジネスの特徴ではないかと思

います。そういう意味では、このConnected Industriesのルールを検討するということに、既存のルールは、あまりこうした産業の実態を想定した姿にまだなっていないものもご

いますので、産業が相互につながっている、またオンラインにつながっているということ

を正面に見据えたルール整備をやっていただきたいというのが、これから申し上げる個別

の項目に共通するメッセージでございます。

次のページをご覧ください。①が、人工知能、IoTなどの先進的な技術への対応を目的とした見直しというものでございます。AI、IoTなどさまざまな技術がもう既にビジネスに使

われている中で、ただルールがそれを想定したものになっていないので、これはルールを

かけないでくれということではなくて、こうした技術の活用を真正面に捉えて適切なルール

を設定していただきたいという趣旨のものになります。

具体例を幾つか挙げておりますけれども、前者2つについて申しますと、景表法の関係

でございます。こちらにあるように、1点目はクーポンとかポイントに関するものでござ

いまして、クーポン、ポイントというと余り目新しいものではないとお感じになる方もい

らっしゃるかもしれませんが、特にAIとの文脈で申し上げますと、昨今、eコマース上で

ユーザーがどういう動きをしているか、どこをみているか、画面をどうスクロールしてど

こでどう迷っているかとか、そういったものを分析することが可能になっていますので、

ユーザーが例えばeコマースのサイト上で迷っているときに、適切なタイミングで割引の

クーポンを出すと購買に結びつけられるなど、かなりAIと親和性が高い部分もござ

います。

2点目は価格です。価格も固定価格ではなくて、さまざまな状況を勘案して価格を変動

させるということも可能になってきていますので、クーポン、景品、この部分と価格の表

示、それぞれの部分についてこうした動きが出てきているということ正面に捉えて、景

品表示法等のルールを整備していただきたいというものでございます。ガイドラインでは、

オンライン取引を前提に一部書いてはいただいているのですけれども、今ネット取引、オ

ンライン取引の中でもさまざまな新しい動きがあるので、さらにそれを取り込む動きをして

いただきたいというものでございます。

このページの3つ目、4つ目は、どちらかというIoTに近い文脈ですけれども、さまざま

なデバイスが出てきている中で、それを正面に捉えたルールをつくっていただきたい

というものです。具体的には3点目、特商法のところは、例えばスマートスピーカーやスマ

ートウォッチなど、ディスプレイがないもの、ディスプレイの領域が限られるものについて、特商法上求められる表記をどのように実現していくのか、音声でそれを実現する場合にどのようなあり方があるのかといったことを議論していただきたいというものでございます。

次も、いわゆるスマートスピーカーに関するところでございます。市場投入前の無線設備、例えばスマートスピーカーの機能を決めるのは、電波というよりも、スピーカーがどう人とコミュニケーションをするか、スピーカーを動かす裏側のAIをどう学習させて高度化していくかというところが大事になってきております。例えば、市場投入前のスマートスピーカーについて、電波暗室以外の環境においても、複数の台数をいろいろなところに持って行って、そこで話したりしてユーザーが使うことを可能とさせていただきたいです。これによって、市場投入前の段階で、研究者や企業の研究開発部門が、より柔軟にスマートスピーカーの裏側のAIの学習を進められるような環境を整備していただけないかと考えております。

次のページをご覧ください。②は「デジタル化、電子化への対応を目的とした見直し」というものでございます。①はAIとかIoTを見据えた規制の見直しということでお話ししましたが、実はまだデジタル化、電子化という文脈においても、そこを正面に見据えたルールの整備もなされていない面がございますので、そういったものについてもルールを整備していただきたいというものでございます。

1点目はオンライン診療、これは大分整備が進んでいるのですが、もう一方のオンラインの服薬指導がまだかなり制約がある状況ですので、ルールを整備していただきたいというものです。また一般薬品販売規制も、オンラインで販売が可能になりましたが、実店舗を構えていないといけない要件などもありますので、そういった点を再度見直していただきたいというものでございます。

そのほか、たばこ、免税店とございますけれども、これらのルールも基本的には実店舗を前提としたルールになっておりまして、オンラインでこういったものを取り扱うということを正面に見据えたルール整備ができないかというご提案でございます。たばこについてはオンラインでも本人確認をしっかりと行い未成年を取引から排除するという、消費税の免税店についても非居住者であることの確認をするということは大前提です。その上で、オンラインでやれるようなルール整備をしていただきたいというものになります。

旅館業法も同様でございます。簡易宿所はフロントが要らないわけですが、ホ

テルとか旅館というのは、引き続きフロントを構えることが求められております。フロントを求める機能というのは、登録したご本人がちゃんと宿に来て泊まっているということを確認するという趣旨であると思っておりますので、そうであれば、例えばスマートロックのような仕組みを導入することで、本人が正しくその旅館に泊まりに来たということは技術的に確認できます。そういった工夫ができないかというものでございます。

③でございます、ビジネス形態への変化。これらも、Connected Industriesと先ほど申しましたけれども、産業が互いに結びつく中で、産業のあり方自体がオンラインという動きとは別に変わってきているので、そういった動きをルール整備の正面に据えていただきたいというものになります。

上2つが薬機法関連ですけれども、1点目について申しますと、例えば医療機器ということとコンタクトレンズを想定しているのですけれども、コンタクトレンズをeコマース上で販売しているような事業者を想定したときに、大型の物流センターを有するeコマース事業者が一元的にコンタクトレンズを管理して発送すれば一番効率がいいわけですけれども、自治体によっては、医療機器の保管管理業務を大型の物流センターを有するeコマース事業者に委託してはいけないというような見解もあつたりするところがございます、なかなか一元的に業界内で医療機器の保管管理ができないという現状があるので、こういった中小零細の事業者が大型の物流センターを有するeコマース事業者に委託を行っているという業態を前提にルール整備をしていただきたいというものでございます。

2点目、一般医薬品はインターネット販売が解禁されたのですが、口コミとかレコメンドというのは一方で禁止されておまして、これらも薬剤師等のレビューで一定の安全性を確保した上で可能とできないかというものでございます。

3点目、リサイクル関連ですけれども、eコマース事業者も運送事業者も、先ほど申し上げたConnected、互いにビジネス上はデジタルのシステムでつながっているのですけれども、そのルールを守る上で、ここで例に挙げている例えば冷蔵庫を販売するときとかですけれども、それに伴うリサイクル券は今なお紙で運用されているので、なかなかビジネスの仕組みの上に乗っていかないということで、効率を下げているだけではなくて法令遵守を難しくしているのではないかなと思っておりますので、この点も見直していただけないかなというものでございます。

それから、道路運送事業法ですけれども、これは、昨今問題になっているドライバー不足の問題を念頭に置いております。年末年始やお中元の時期など、特定の繁忙期にのみ自

家用車の有償運送利用が今は認められておりますが、もう少しこれを拡大していただけないかということがございます。宅配が増える時期は、例えば母の日とかバレンタインデーとかさまざまございまして、特定の繁忙期というのをもう少し広げられないかというところがございます。また、いわゆる貨物運送事業者、トラック運送事業者でなくても、一定の管理のもとに自家用自動車にて個配のサービスに参加できるようなルール整備ができな
いかというものでございます。

最後に、Fintech関連の規制の見直しを幾つか書かせていただいております。この小委員会の文脈に引きつけて申しますと、金融、決済というエリアにいわゆるeコマース事業者や非金融の事業者も多く参加し始めておりますので、そういった業態のあり方を前提にルール整備をしていただきたいというものでございます。この点については、ここに記載している3点は既に新経連様、Fintech協会様、いずれもご紹介いただいているところで、割愛をさせていただきます。

最後のページについても既に新経連さん、Fintech協会さんから触れていただいた点でございますけれども、最後の反社会的勢力への対応のところだけもう少し補足的にご説明させていただきます。今、各社で取り組みが進められているところでございますけれども、各社の対応にばらつきが出ないように、政府が保有しているデータを活用できないかという提案でございます。もちろん関係法令等との関係を整理した上での実施ということになります。それらを整備した上で国内事業者の反社会的勢力との関係遮断に向けた対策の底上げをできないかというものでございます。

以上でございます。

○柳川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を踏まえて、委員の皆様からご質問、ご意見等をお出しいただければと思います。大分時間がなくなってきましたので、それぞれ出していただいて、お答えいただくのはまとめてお答えいただく形がいいかなと思いますので、まずは委員の皆様からご自由に、どなたのプレゼンに対してでもご意見、ご質問出していただければと思います。

どうぞ。

○森委員　　ご説明ありがとうございました。最後の吉川さんにお尋ねいたします。

資料の多分7ページ、7ページとは書いてないのですけれども、5、6、7なので多分7だと思います。「①人工知能(AI)IoTなどの先進的な技術への対応を目的とした見直し」、ちょっと細かいのですけれども、3.の特定商取引法に関する法律ということで、スマートスピーカーで電子商取引を完結しようと思うと表示スペースがないというご趣旨だと思いますので、これは全く時宜を得た規制緩和のご提案、規制を変革するというご提案だと思うのですけれども、そうだとすると、スマートフォン併用でないとすると、同じように電子消費者契約法の確認画面も問題になるかと思うのですけれども、それはご提案としてはどうなのでしょう。

○アジアインターネット日本連盟(吉川)　ここで特商法というのは一例で書いてございますので、おっしゃるとおり、関連法というのはほかにもあるかと思います。

○森委員　わかりました。

○柳川小委員長　では、小塚先生。

○小塚委員　皆様、それぞれにたくさん情報ありがとうございました。1点、新経連の小木曾さんにご質問でございます。その後、Fintech協会の落合先生にも。

小木曾さんの方は、4ページに「シェアリングエコノミーにおいてプラットフォームが果たす機能の重要性に着目」、プラットフォームにも一定の責任を課すことにより、規制緩和と相まって最適を目指すという方向感を書いておられまして、これはその後の具体的なご提案との中でどうつながっているか、余り詳しくご説明いただかなかったと思うのですが、実は前回この会合で私は、プロバイダー責任制限法というのがモデルになるのではないかとことを申し上げたのですね。つまりプロバイダー責任制限法というのは、プロバイダーを完全に発言者としてみなさない、あるいは発信者とみなさないかわりに、一定の要件を書いてそれなりの責任。例えば発信情報の開示であるとか、あるいは取り下げ請求のあったものに対して、一定のものに限って取り下げるといようなことを定めていて、プラットフォームについても同じような制度が有益なのではないかと思っているのですが、それとご提案の方向が同じなのかどうかということをお聞かせいただきたいということです。

それから、まとめてという座長のご指示だったと思いますので続けて申し上げますが、

Fintech協会の落合先生には、媒介という概念についてご指摘を色々いただいて、これは私も全く同感なのですが、媒介という概念は、根本は商法ですよね。商法の仲立人の規制のところにあるわけですよね。あれがまたよく分からない規制なのですね。規制とってはいけないのですけれども、司法ルールですから。そこに問題意識、例えば商法でも結約書を作成せよとか、こういう規定があつたりして、そこに問題意識をお持ちかということと、あの規定の適用範囲も甚だ不明確で、別のところでも問題が生じていますので、この際、媒介という概念を日本の法体系全体の中でクリアにしていく必要があるとお考えかどうかということをお聞きしたいと思います。

私からは以上です。

○柳川小委員長　　ありがとうございました。

では、小木曾さん。

○新経済連盟（小木曾）　結論から申しますと、先生のご提案のご趣旨に全く賛同しません。全くそういう法律は要らないと思います。私がいっているのは、シェアリングエコノミーのところでこれをいったのは、各事業法がある世界で、そこでどういうふうに新しい分野ができたときに切り分けをするかという問題です。要するに事業法を突破するために、どういう責任、整理論があるかということなので、事業法がある・ない、色々な分野全部を横断的に含めた上で、一般的なプロバイダーについての何か考えを整理するということをいたくてこれをいっているわけではありません。確かにちょっと説明不足で、そうとられかねないところもあるので、民泊とライドシェアの個別分野に対して提案しましたと書いたのですが、ちょっと趣旨が伝わりづらかったので申しわけございません。

以上です。

○Fintech協会（落合）　それでは、落合の方から媒介についてなのですが、媒介のところについては2点ございます。1点としては、協会の立場というのは基本的にFintechのところを主眼に置いていますので、ちょっと個人的な意見ということになるかと思いますが、他の分野に関しても媒介というところがありまして、それぞれ若干異なる解釈をされていたりとか、非常に分かりにくいところが、各分野においてこういった新事業を行うときに出てきますので、それは見直していただきたいように思います。

他方で協会としての意見としては、位置づけとして、できるだけ早く明確化をしていただきたいというところがありますので、それはつまり全分野について直すとなりますと数年がかりになるのではないかとこのところは若干の懸念としてございます。そういった意味では取り急ぎ、特にFintech協会はベンチャーの団体になっておりまして、3年経っていると、もしかすると潰れている会社もそれなりにおられるかもしれません。ということからすると、1年、2年で見直しができるところについては、ぜひ早目に見直しをいただく。ただ、長い時間をかけて全体的に見直ししていただくというのが、日本全体にとってもプラスになるのではないかとこのところがスタンスということになります。

○柳川小委員長　よろしいですか。

では、梅澤先生。

○梅澤委員　ご説明ありがとうございました。

梅澤のほうから1点、これはFintech協会の落合先生にお尋ねしたいのですけれども、今、例えば金融機関の中で媒介概念を整理する上で恐らく問題になる一つとしては、媒介と広告という、その間がどこまでの仕切りなのかというのはなかなか不明確なところもありまして、このあたりについてまで今回のスコープに入れて検討をすべきだというようなお話なのかどうかというのが1点、そこまで想定されているのかをお聞きしたいという話。

もう一点は、ちょっと言及がございましたけど、P2Pレンディングに関して、特に銀行代理業というところで、9ページ目などのところでは議論されているところもあるように思うのですけれども、これについて、例えば民泊新法のようにP2Pレンディングのプラットフォームのうち希望するプラットフォームは、例えば認定を受けた上で、その代わりモニタリングを引き受ける、一定の責任を引き受けるという形で、例えばユーザーに貸金法上の登録を免除するなどの方法というの也被考えられるのかなというふうに私は個人的には思っておるのですけれども、そういったところについてのご見解がもしあればお尋ねしたいと思います。

○Fintech協会(落合)　そうでしたら、2点お答えいたします。媒介だけではなくて広告のところまでかというのが第1点目のご質問かと思えます。実際にはこの媒介というところなのですが、例えば情報をお渡しして、それをもとにスコアリングをしてもらうと

か、金融機関ですとかクレジットカード会社の場合には貸金業法ということになってきますので、そういったところ。もしくは金融商品のレコメンドに関するようなところで媒介といったようなところになってくるところが、APIの接続だけではなくてデータ利活用という側面では非常に多く出てくる場面でございます。

他方で、金融機関とFintech事業者が両方win-winの関係にならないとなかなか協業してのビジネスというのが進まないところがありますので、そういう意味では、もちろん媒介だけではなくて金融機関の側からみた広告というところも問題になってまいりますし、Fintech企業も銀行、金融機関も両方、会員にいる団体の立場としては両方から、お互いに一方だけがもうけてしまうと、なかなかビジネスとして永続性がないよねというところの話というのはどうしても出てくるので、これはうまくお支払いというのができるようになってないのでしょうかねというのは常に問題になるところです。そういった意味で「媒介」という言葉を使わせていただいておりますけど、もちろん広告に係るところも整理をしていただくと、協業・連携というところが進められるのではないかと考えております。

2点目のP2Pレンディングに関するご質問のところなのですが、実は9ページのところで書かせていただいているのは、必ずしもP2Pのレンディングというところは想定しておりません。どちらかという、例えば融資に関する更新系のAPIというところだと、決済の指示というのと同じように、例えば申し込みのようなものになってくる可能性もあると思いますけど、そういったようなところを想定していたりとか、もしくは先ほどのような融資に利用できるような情報の提供であったりとか、そういったようなところが、実際にはここでの協業というところでは考えられるものとしてございます。

ですので、実際のところはP2Pレンディングに関する話としては、まだ特にまとめてはいないところではございます。すみません、2点目のほうは若干こちらの方で誤解が生じるような説明だったかもしれませんが、そこはお詫びいたします。

○生貝委員　ありがとうございます。私の方もFintech協会の落合先生に1つ、感想とご質問という形なのですが、今、委員の先生方からもいただいたところと場所としては同じで、資料の中でいうと9ページから10ページのところで、こういった形で、方法としては新しい電子金融代行業を創設して、同一ライセンスでさまざまな競合を実現可能とする、あるいは次の10ページにあるように、媒介に該当するケースというのを明確にするといったようなところを含めて、これらはいずれもさまざまな商品を両者につないでいくといっ

たような、プラットフォームビジネスをこれからさらに育てていこうという意味で非常にイノベーションに資するという部分が大きいのかなというふうに感じたところです。

それに加えて、こちら、あくまでFintech事業者というものを銀行のためにではなく利用者のために、利用者の選択を補助するといったようなことに非常に大きな特徴があるということ、これは非常に重要な観点かなというふうに思っていて、特にConnected Industries、産業同士を接続していくに当たってさまざまなつなげ方というところがあると思うのですが、1つは、こういったユーザーサイドのエージェントとしてしっかりつないでいくといったようなことは、これは物事の半分としてやはり考えていく必要があって、そのための方法としてこれは非常に重要なところかなというふうに考えた次第です。

その上で、方法として例えば1つ、こちらの電子金融代行業という新しいライセンスの制度を創設するという非常に興味深いご提案かというふうに思ったのですが、電子決済等代行業と比べまして、取り扱う業務の幅というものも非常に大きくなり、今のところベンチャー企業が多くいらっしゃるFintech企業に非常に重要な役割を与えようといったようなことにもなろうかと思えますけれども、そのときに、例えば消費者保護あるいは安全性の担保といったようなところ、これは場合によっては、もしかすれば消費者側のエージェントとしてしっかり活動してくれるといったようなところも論点になるかもしれませんが、特に安全性あるいは消費者保護といったようなところに関して、例えばどういったような担保の仕組みというものが有り得るかといったようなところ、もしお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○Fintech協会（落合） ありがとうございます。電子金融代行業というところ、まず前提として電子決済等代行業でどういうふうになっているかというところもあると思うのですが、電子決済等代行業の中で金融庁への登録を事業者がさせていただくというところが1つと、金融機関の方、銀行とFintech事業者——電子決済等代行業者が契約を締結しなければならないということになっておりまして、その契約の締結に当たって、銀行側がシステムの体制とか利用者保護に関する体制、これを一定モニタリングして事前審査を行うというような形になっております。

そのルールについては、銀行法だけではなくてより細かいルールを、全銀協の中で利用者保護、セキュリティー原則、こういったようなところを定めているほか、FISCという金

融のセキュリティーに関する検討を行う団体においてチェックリストを作成して、それを用いて審査するといったようなことを行っております。そういった意味で、何重かの審査を行うような仕組みによって安全性を担保しているというところがございます。

ある意味で、これを他の銀行以外の、もしくは決済以外の銀行業務に及ぼしていくときも、同様の意味で担保措置ということになってくるかと思えますし、特に業界固有でこういうところはやらないといけないというところについては、法令というところもありますけど、全銀協がイニシアチブを示したような業界団体間での協議において、実質的な利用者保護を図れるようにしていくといったようなところの方策もとることによって、適切な利用者保護を図ることができるのではないかというふうに思っております。

○加毛委員　まず、国際レグテック協会のアブリユさんに伺いたいことがございます。資料の12ページ以下でイギリスのFCAの取り組みに関するご紹介がありました。ただFCAは、各国の規制当局と比較した場合に、様々な特殊性を備えた存在であると理解しております。そしてRegTech、とりわけSupervisory Technologyについて考える際には、規制当局の組織のあり方ですとか、適切な人材の確保の仕方、さらには組織運営に必要な予算をどのように確保するのかなど、さまざまな問題があるように思われます。国際レグテック協会には、イギリスのFCAに限らず、さまざまな規制当局が参加しているということですので、この点に関するご知見があれば、お聞かせいただければ幸いです。

次に、新経連の小木曾さんには、先ほどの小塚先生との質疑を、もう少し掘り下げてお話しただけないだろうかと思えます。私も、4ページのプラットフォーマーとサービス提供者の双方を視野に入れて規制を考えていく必要があるだろうと思えます。その上で、「プラットフォーマーの一定の責任」として、具体的にどのようなことをお考えなのかについてご説明いただけないでしょうか。

最後に、落合先生に対しては、ご報告が法的に整理されたものであったために、既に多くの質問が向けられておりますが、私も、いくつか質問がございます。第1に、9ページにおいて、「利用者のために事業を展開している」という表現が出て参ります。これは、電子決済等代行業者に関する銀行法改正の際にも問題となった点なのですが、「利用者のために事業を展開している」ということを、いかに判断するのかという問題があります。そのような観点からお伺いしたいのは、Fintech事業者の収入源が何なのだろうかという点です。もしFintech事業者の主たる収入源が金融機関から支払われる契約料・手数料等であったと

すると、「利用者のために事業を展開している」といえるのだろうかという疑問も生じます。そのあたりにつきまして、もしお考えをお聞かせいただくことができれば幸いです。

第2に、11ページの資金移動業者に関する100万円上限の引き上げについてです。ここでは、顧客資産の全額保全という資金決済法の規制は維持したうえで、上限額の引き上げのみを要望されているのでしょうか。他方、同じページにおいて、送金専門銀行についても言及がありますが、送金決済銀行についても顧客資産の全額保全という規制を維持して問題ないのかが気になりましたので、お教えいただければ幸いです。

以上の点は、12ページにおきまして、Fintech事業者が資金保有業務を行うとすれば、それに伴ってさまざまなリスクが生じることにも関係します。11ページでは資金移動業に関する上限の引き上げによって「リスクが大きく」なることが指摘されていますが、資金保有業務を兼ねることによって生じるリスクも存在します。いわゆるシステミックリスクのほかにも、事業者の倒産リスクや、口座の無権限取引のリスク、システムの誤作動などのオペレーショナルリスクなど、さまざまなリスクが考えられるところです。資金移動業の上限額の引き上げに加えて、資金保有業務への参入が加わると、付加的な規制を考えなければならないように思われるところです。この点につきましても、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

最後に、他の委員の先生方からもご指摘がございましたが、トラザクションレンディングを可能にするための法律改正という要望事項についてです。この15ページでは「事業者への貸付に限定して、かつ、短期・少額の事業性融資に限定して、金利規制を緩和」したいという要望事項が挙げられていますが、その内容がトランザクションレンディングというビジネスの特色を適切に捉えているのかについて疑問を覚えます。要望事項の上のところには、「Fintechの活用によって『データを使ったスピーディな与信審査』ができ、かつ『データを使ったリアルタイムなモニタリング』によりリスク管理が可能となってきた」ことが指摘されています。しかし、そのことは、要望事項には反映されていないように思います。「事業者への貸し付けに限定して、かつ短期・少額の事業性融資に限定」するとしても、それだけでは、トランザクションレンディング以外のものも該当することになってしまうからです。それゆえ、要望事項がトランザクションレンディングの実現を超える射程を有することに懸念を覚えた次第です。この点につきましても、ご意見を頂戴できれば幸いです。

○柳川小委員長　それでは、ちょっと手短に順番にお願いします。

○国際レグテック協会（ブルーノ・アブリユ）　ご質問ありがとうございます。確かにそれは非常に重要な課題で、規制当局にとっては、まずナレッジ（知識）を入手しなければいけない。そのためには予算が必要です。

そのためのまず第一歩ですけれども、規制側の組織の中に担当するチームが必要です。例えばデータ部門とか、あるいはSupervisory Technology部門のようなチームで、そこでどういう障壁を乗り越えなければいけないかということ把握してリソースを配分します。

そしてもう一つ大事なのは、RegTechというのは金融機関から始まったものです。ですから、ファイナンシャルテクノロジーをどう利用するかということで金融機関が始めていますので、そういう意味では規制側よりも金融機関のほうがテクノロジーの使い方という意味では先に一步進んでいます。ですから、私たちの視点から申し上げますと、その意味でももっと金融機関と規制側とでディスカッションをして、自分たちが規制している対象である金融機関がコンプライアンスとかそういう問題をどう解決したかということ、規制側が金融機関から学習することができると思います。そして、金融機関がどうやってテクノロジーを使っているかということも学習することができると思います。ありがとうございます。

○新経済連盟（小木曾）　改めて、私のこの資料の作り方が非常に悪くて、私がいいたいことと全く逆のイメージを持っていただいているということを感じました。私がこの4ページでいいたいことは何が良かったかということ、プラットフォーム一般で責任論を議論して、何か法制度をつくるということはある得ないということをお願いしたので、それが結論です。

この資料は、もともとどういう建付けで作っていたかということ、民泊新法とライドシェア新法というものを束ねた提案、80ページぐらいあるのですが、その資料をつくって、あくまでその共通事項として書いていたものをここに引用してきたものです。それぞれの民泊新法におけるプラットフォームの責任、ライドシェア新法における責任というのは全然違います。中身が全然違うのですからそうなります。新しい縦の事業法をつくるべきだといったのはそういう趣旨です。だから逆にいうと、共通取引ルールとしてそんなことをつくる必要はなくて、デジタルファーストとかそういう面での共通取引ルールが必要だと

いうことをいいたかったという趣旨です。

以上です。

○Fintech協会（落合） では、落合のほうから、数点ご質問をいただいたので、それぞれ簡潔にお話しできればと思います。

まず、利用者のためにとこのところの考え方というところでありますけど、ポイントとしてありますのは、利用者側からの指示を受けて、同意を受けたことでなければ実施しない、勝手にやらないと。例えば、個人情報の第三者提供でオプトアウトとかそういうことはしませんといったようなところも、客観的な対応としてはあるかと思えます。こういったデータ自体を個人の意思決定に基づいてというところが一つ重要なポイントになっておりまして、また、各社によってモデルが違うと思えますけど、ユーザー側から課金をしているということが、サブスクリプションモデルとかいう形であったりします。ただ他方で、データを連携したりするときに、ITビジネスですと、誰のためにサービスをしているかという場合と、実際に費用を取る相手というのが解離する場合がありますので、そういったところで一定程度金融機関側に、データ連携をすることに関して費用をご請求するというビジネスを検討されることはあるというところで認識をしております。

続いて、資金決済法の100万円上限に関してですけれども、これは資産の保全を全額というのはどうなのかというところで、実は協会の中での要望事項としては、ここで書いていないところとして、供託ですとかそういったところの保全の割合を下げてもらいたいものも考えていただきたいというものも実はあるのです。ただ他方で、仮に100万円を超えて、特に1億円とかを超えて送金の専門銀行みたいのところが出てきて、かつ資金預かりということになってきた場合には、それは逆に、今よりも規制としては重くしていく部分があるのだろうというふうに思っております。

ですので、既存の規制の部分について、例えば前払式支払手段であれば50%、資金移動業であれば100%といったようなものもあって、その中で、そういった比率というのを実際のリスクに合わせてもうちょっと下げていくことも今の範囲内であればお願いできないかといったようなことは、事業者の側から指摘が出ることはありますので、その意味では、実際にどこまでさらに拡大していくかというところによって、一定のところを超えてくると今よりもさらに重くなってくるのではないかというふうに考えておりまして、これが資金移動業と貯蓄のところまとめてのご回答というところになります。

また、一番最後の貸し付けに関するところでありますけど、Fintechというところを利用

したというところが、一つ重要なところになってくるかなど。恐らくFintechの一つの特徴としてありますのは、余り押し売りをしないというところはあるのかなというふうに思っております。広告ぐらまでは打ったりすることはありますけど、押しかけていって説得して、これ買ってくださいということをしていないというのが一つの特徴ではないかと思っております。

しかも、Fintechでこういったデータを使うことによってリスク低減をするというところも含めることによって、どういうふうに最終的にここを書いていくのかというところは難しいところがあると思いますけど、そういった実質的な、法人になるかとは思いますが、法人であっても利用者保護というのが一定程度図れたりというようなところを考慮すると、こういったFintechというところと組み合わせてという形で上限利率を緩和していただくというのが、実質的な利用者保護にも反しないような形で緩和をしていただけないかというふうに考えている次第でございます。

○柳川小委員長　申しわけありません、ちょっと時間をオーバーしているのですが、ご質問、せっかくですので、済みません、あと10分弱ぐらい延長をお許しいただければと思います。

どうぞ。

○唯根委員　大変アナログ的な質問をさせていただいて申しわけないのですが、ユーザーとしますと、どうしてもこういう新しい技術を利用するときに、道具としてスマホなりパソコンなりを使っていますので、それが壊れたとき、なくしたとき、そういったときの安全性の確保というのはどうお考えになられているか伺っておきたいです。

○柳川小委員長　どなたか特にご指定はなくということによろしいですかね。ご発言いただける方ということで、いかがでしょう。

○新経済連盟（小木曾）　聞き落としてしまいました、すみません。デバイスをなくしたときの話でしょうか？

○唯根委員　ええ、なくしたとき、それから壊れたとき。もっといえば、今のような落

雷が起きて停電して、あるときとまってしまったときに、何かが起きた場合に誰が責任をとってくれるのか。

○新経済連盟（小木曾） 消費者本人の責任においてなくしただけであれば、それは自己責任の問題であるし、事業者の本来サービス提供の内容としてもつべきものであれば責任をもつべきだし、そういうのは消費者契約法とか色々なことで整理をされているし、最初の規約の問題だと思いますけれども。

○唯根委員 規約だけの問題になるのですか。

○新経済連盟（小木曾） 全部が全部事業者に責任があるかという発想ではなくて、それは個別の問題として議論しないと、抽象的な一般論として議論はできないと思います。

○柳川小委員長 どうぞ、加毛先生。

○加毛委員 小木曾さんのおっしゃる通り、一口にプラットフォームといっても、その提供するサービスはさまざまであり、また何か問題が生じたという場合に、消費者・利用者に生じる損害も多様であるので、一律に議論することは困難であると思います。他方で、唯根委員がおっしゃったことも非常に重要であり、利用者保護のためにいかなるルールを設けておくのかは、適切な検討を要するところです。必ずしも法律による規制という形をとる必要はないかもしれず、業界団体における自主的なルール形成もありえます。そのことを前提としつつ、唯根委員のご指摘は重要であると私は認識していますので、その点だけ申し述べたいと思います。

○柳川小委員長 どうぞ。

○小塚委員 恐らく唯根さんがおっしゃったことは、現に判例がありますのは、クレジットカードについて紛失したときにどうしなさいということは消費者に周知していた。ところが、クレジットカードをスマホに載せて使うときに、スマホを紛失したら同じようなことを、カード会社に対して事故届をしなきゃいけないというようなことについて周知を

していなかったとあって、カード会社の責任が問われたという判決があるわけです。

なので、スマホというのは多くのユーザーの方は通信のための道具だと思っていて、通信キャリアさんとの契約だと思っているのですが、実はそこにほかの色々な付随的契約が載ってくる。そのことを法律的消費者保護の面から、それは次回のテーマだと思いますが、どう考えるかというご質問だったと思います。

○新経済連盟（小木曾） わかりました。そこは答え方が悪かったので反省を。

ただ、ちょっと個別論で議論をしないといけないと思います。因数分解して議論したほうがいいのかなどというふうに思います。私も事業者の責任が常にゼロだということをいいたいわけではありません。必ず事業者が100%全責任ですかといわれると、それも多分違うだろうなど。その間に多分正解があって、どこまでそれをソフトローも含めてやるかというところが議論なのかなと思います。

○柳川小委員長 ほかの方、よろしいですか。

今の点は、さっき小塚先生のお話があったように、次回に少し詳細に議論したい、あるいはご意見いただきたいと思っております。

司会の不手際で大分時間をオーバーしましたがけれども、きょうは以上にさせていただきます。

最後に、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

○山本参事官 今後の開催につきましては、資料8をまたご覧いただければと存じますけれども、次回につきましては9月20日を予定しております、今、委員長のほうからお話がありましたように、「社会的責任・公正の実現」という形で意見交換ができればと存じます。

また、事業者の方にヒアリングをお願いしたいと存じておりますし、可能であれば基本的な考え方を整理したいというようなことで進めていきたいと思いますが、本日の議論を踏まえて、柳川座長とご相談の上進めさせていただきます。

○柳川小委員長 それでは、以上でございます。お忙しいところありがとうございました。

—了—